社外役員の独立性に関する基準

当社において、「社外取締役または社外監査役(以下あわせて「社外役員」という)が独立性を有する」とは、「当該社外役員が、以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した存在であること」をいうものとする。

- 1. 当社および当社のグループ企業(以下「当社グループ」という)の業務執行者等(※1)ならびにその近親者等(※2)
- 2. 当社グループを主要な取引先とする者(※3) またはその業務執行者等
- 3. 当社グループの主要な取引先(※4) またはその業務執行者等
- 4. 当社の大株主(※5) またはその業務執行者等
- 5. 当社グループから一定額以上の寄付または助成を受けている組織(**※6**) の理事その他の業務執行者等
- 6. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、 公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家(※7)(当該財産を得ている者が法 人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者および過去3年間において所 属していた者をいう)
- ※1:「業務執行者等」とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役員および使用人等の業務 を執行する者ならびに過去3年間において業務を執行していた者をいう。
- ※2:「近親者等」とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役員および部門長等の重要な業務を執行する者の2親等内の親族をいう。
- ※3:「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先グループ(直接の取引先が属する連結グループに属する会社をいう。以下同じ)であって、過去3事業年度のいずれかにおける当社グループと当該取引先グループとの取引額が、当該取引先グループの連結売上高の2%を超える者をいう。
- ※4:「当社グループの主要な取引先」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
 - ①当社グループが製品またはサービスを提供している取引先グループであって、過去3事業年度のいずれかの当社グループと当該取引先グループとの取引額が、当社グループの連結売上高の2%超える者
 - ②当社グループが借入れをしている金融機関グループ(直接の借入先が属する連結グループに属する会社をいう)であって、過去3事業年度いずれかの当社グループの当該金融機関グループからの全借入額が、当社グループの連結総資産の2%を超える者
- ※5:「大株主」とは、当社の総株主等の議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に 保有している者をいう。

- ※6:「当社グループから一定額以上の寄付または助成を受けている組織」とは、過去3事業年度いずれかにおいて年間10百万円を超える寄付または助成を受けている、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等の組織をいう。
- ※7:「当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家」とは、役員報酬以外に過去3事業年度いずれかにおいて、10百万円を超える財産を得ている者、または当社グループからその団体の連結売上高または総収入額の2%を超える財産を得ている団体に所属する者をいう。

以 上